令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の交付率について

○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された 一律の交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付。<u>事業者ごとに交付される補助金額は、介護職員</u> (常勤換算) 1 人当たり月額平均6,000円(給与の約 2 %)の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
・(介護予防)訪問入浴介護	0.7%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	0.7%
・(介護予防)通所リハビリテーション	0.6%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	1.4%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.3%
・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・(介護予防)短期入所生活介護	0.9%
・介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.5%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	0.3%

^{※ (}介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。

[※] 対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。